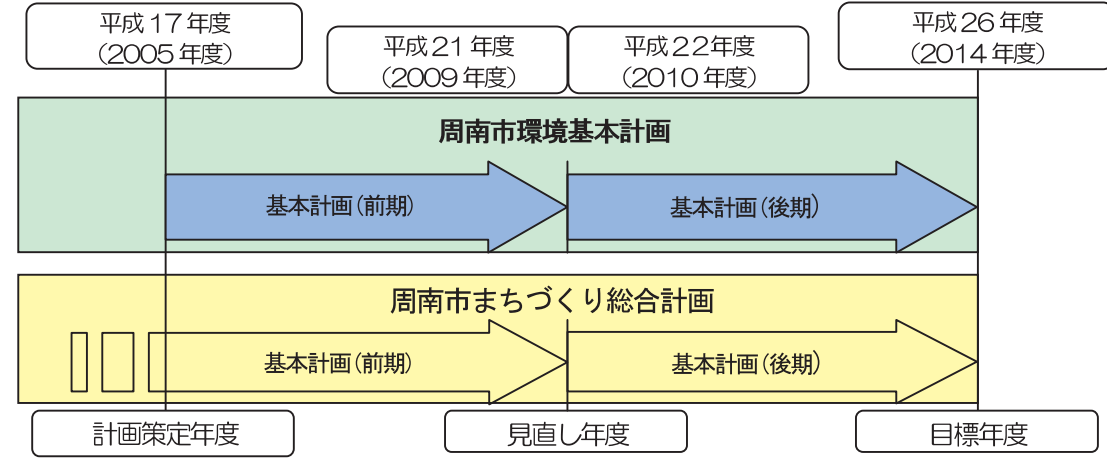


計画の期間

「周南市まちづくり総合計画」と整合を図るため、平成26年度までとします。
また、平成21年度を中間年度とし、社会状況の変化等を踏まえ、見直しを行いました。

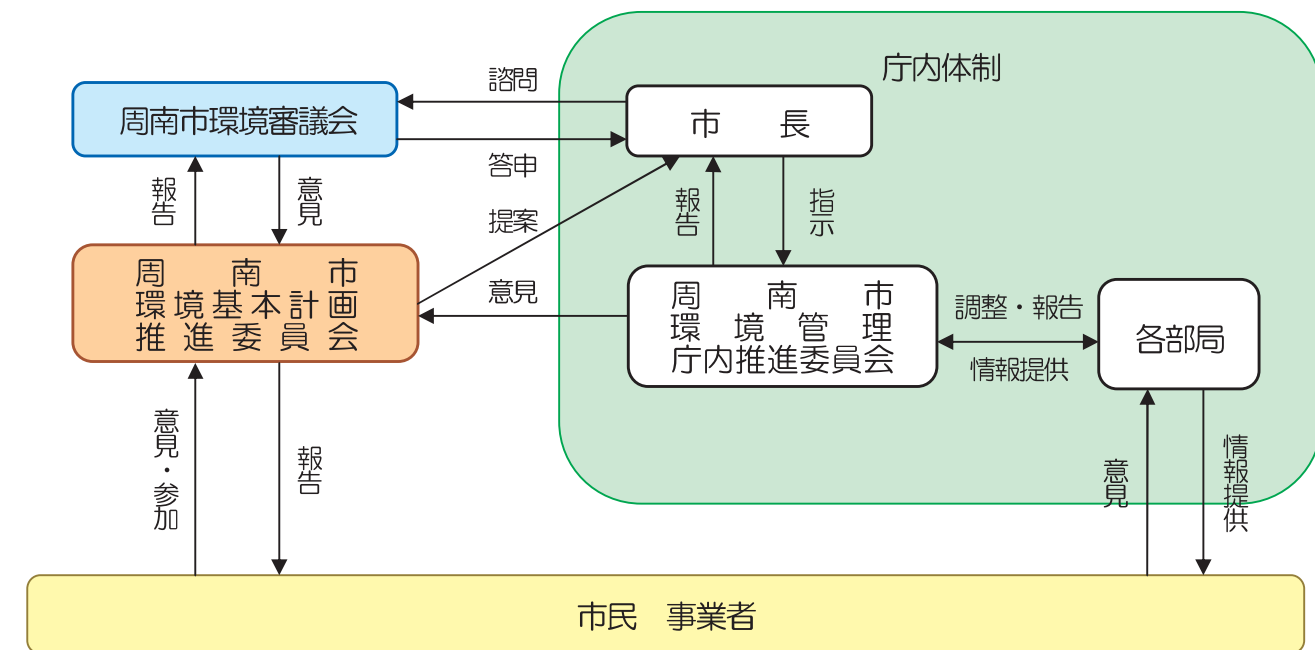


対象主体

市民、事業者、市とします。各主体は、対等で互いに信頼できる関係を築き、情報の共有や対話を重視した意思決定の場へ参加をすることで、それぞれの立場での役割を分担することとします。

計画の推進体制

庁内に「周南市環境管理庁内推進委員会」を設置し、環境保全施策の進捗状況の把握、各種関連計画との調整を行います。また、市民、事業者、市で構成する「周南市環境基本計画推進委員会」を設置し、各主体の意見交換や進行管理を行い、計画の推進に反映させます。



事業別環境配慮指針

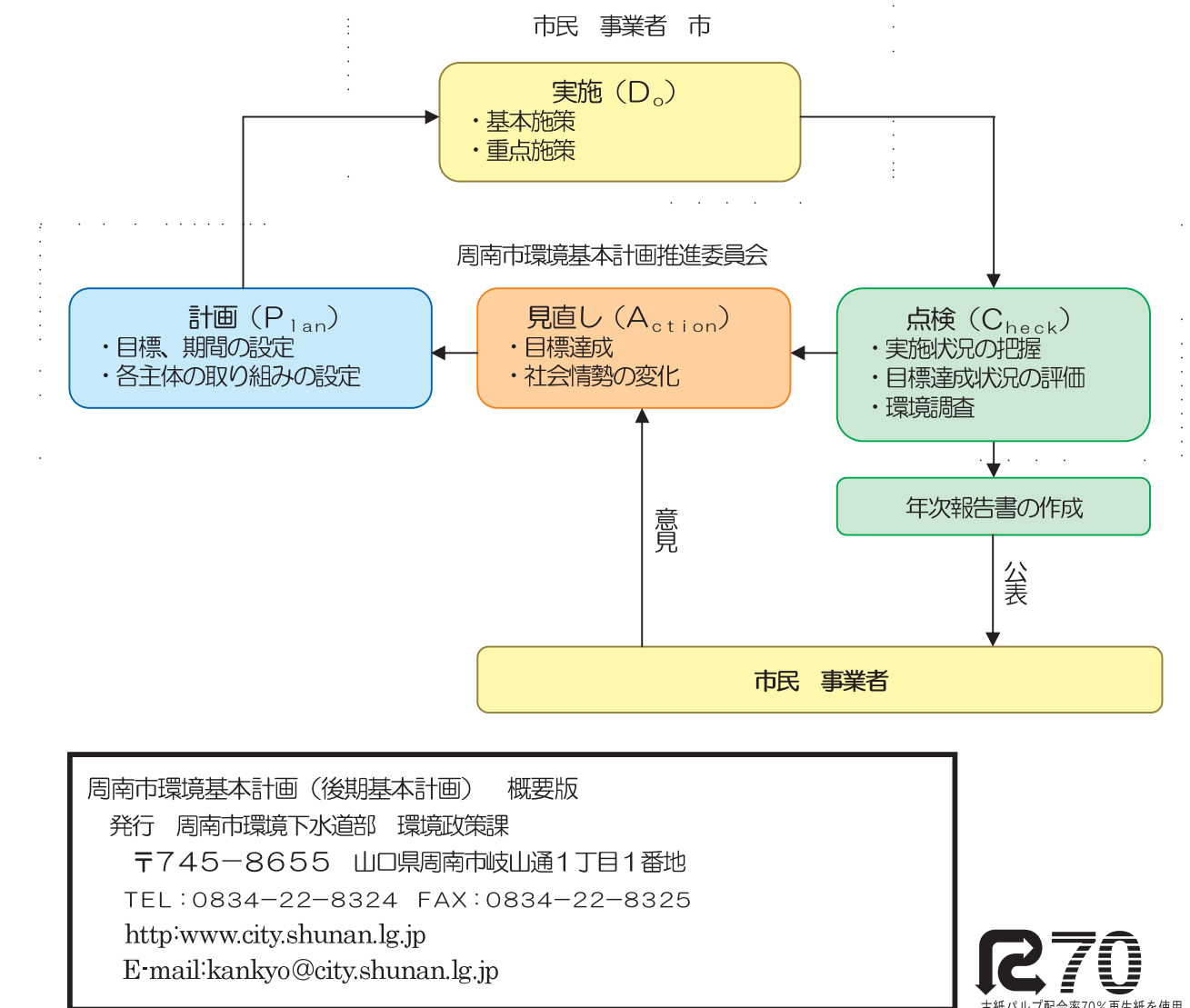
道路整備、河川改修、用地造成、下水道整備などの事業は、土地の改変や施設の整備によって、自然環境や生活環境などにさまざまな影響を及ぼす恐れがあります。

そこで、地域の環境特性や事業の特性に応じ、事業者や市が周辺環境に配慮しながら事業を進めるため、環境に配慮すべき事項を事業種ごとに示しています。

(対象となる事業：道路、河川・水路、海岸・海面埋立、廃棄物処理施設、用地造成、工場又は事業場、スポーツ・レクリエーション施設、下水道等)

計画の進行管理

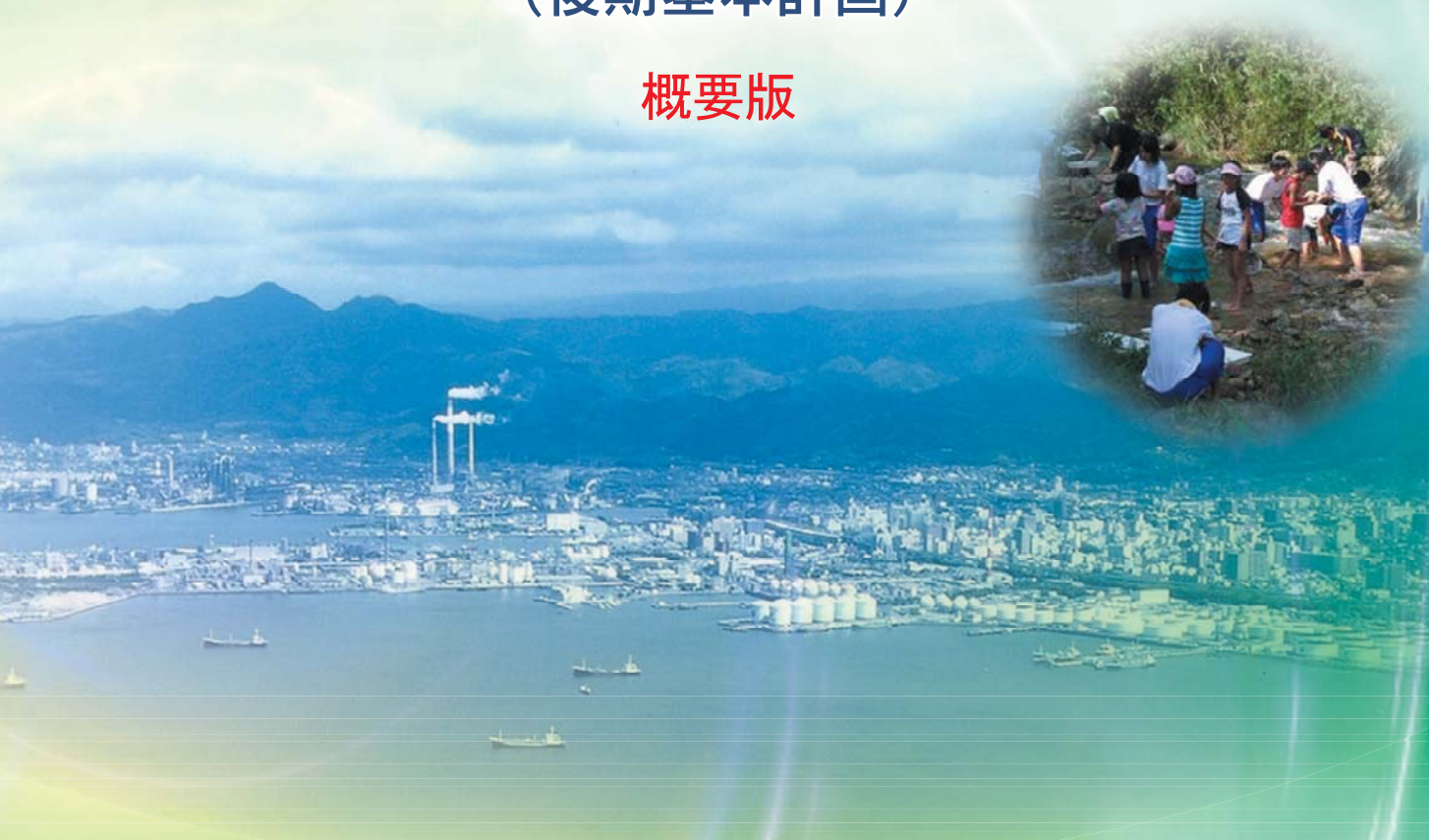
マネジメントシステムの基本的な考え方であるPDCAサイクルを用います。本計画の進捗状況の把握や評価は、個別目標の達成状況や各施策ごとのパートナーシップの構築状況等から判断することとし、当該年度の環境の状況と合わせ、毎年、年次報告書(環境報告書)としてまとめ、冊子、ホームページ等を活用し、公表します。



周南市環境基本計画

(後期基本計画)

概要版



豊かな自然をはぐくみ 未来へはばたくまち 周南

～自然の恩恵を将来の世代と
わかちあうために～

周南市

計画策定の趣旨

本市は、平成16年8月に「周南市環境基本条例」を制定し、この条例を総合的、計画的に推進することを目的として、平成18年3月に「周南市環境基本計画」を策定しました。

この前期基本計画は、持続可能な社会を築くために、環境への負荷の低減を図り、恵み豊かな潤いのある環境の保全、再生や創造に努めることを趣旨としたものです。

今日の環境問題は、前期基本計画策定時と同様に多岐にわたっていますが、その中で、地球温暖化については、国において様々な施策を展開し、温室効果ガス排出量削減に努めています。

本市においても、こうした状況に対応するために、省エネルギー設備・製品の導入、新エネルギーの活用を積極的に行い、市民や事業者等の各主体が現状を認識し、環境に配慮した行動をとることが可能となるような、低炭素社会の実現を目指す必要があります。

このような環境を取り巻く状況や前期基本計画の検証を踏まえ、「周南市まちづくり総合計画(後期基本計画)」との整合性を図りながら、「周南市環境基本条例」に基づき、すばらしい環境を「将来の世代に継承する」ことを目指すものです。

周南市の目指す環境像

豊かな自然をはぐくみ 未来へはばたくまち 周南
～自然の恩恵を将来の世代とわかちあうために～

私たちの生活や産業は環境と密接に関係しており、決して無関係ではありません。ナベツルが天空をはばたくように持続的に発展していくためには、産業の振興と豊かな自然を次世代に継承することが必要です。

そこで、周南市が目指す環境像を『豊かな自然をはぐくみ 未来へはばたくまち 周南 ～自然の恩恵を将来の世代とわかちあうために～』として、計画を推進します。

基本方針

周南市の目指す環境像を実現するため、6つの基本方針を掲げ、基本施策や重点施策を実行します。また、この方針に基づいた、事業別の環境配慮指針を示しています。

- 快適で健全な生活が営めるまちづくり
- 人とさまざまな生物が共生できるまちづくり
- 自然や文化と身近にふれあえるまちづくり
- 低炭素社会の実現をめざすまちづくり
- 資源が循環する環境にやさしいまちづくり
- 一人ひとりが環境について考え行動するまちづくり

基本方針
快適で健全な生活が営めるまちづくり
 一人ひとりが日常生活の様式を見直し、環境への負担を少なくするとともに、地域の自然条件や社会条件と調和した土地利用に努め、快適で健全な生活環境の保全、創出を図ります。

基本方針
人とさまざまな生物が共生できるまちづくり
 地域の特性を踏まえ、自然が本来あるべき姿を見いだし、自然環境を保全、再生し、健全な生態系の維持、回復を図ります。

基本方針
自然や文化と身近にふれあえるまちづくり
 自然の恵みや文化財を利活用しつつ、自然環境や快適環境の保全、再生を図るとともに、地域への愛着心や環境保全意識の向上を図ります。

基本方針
低炭素社会の実現をめざすまちづくり
 省エネルギー設備・製品の導入、新エネルギーの利活用、ライフスタイルの見直しを推進し、低炭素社会の実現を図ります。

基本方針
資源が循環する環境にやさしいまちづくり
 環境の保全と地域経済の活性化を両立し、地球環境の保全やゼロエミッション社会の構築を図ります。

基本方針
一人ひとりが環境について考え行動するまちづくり
 各主体がそれぞれの立場で自主的かつ積極的に環境問題について取り組み、環境保全活動の充実を図ります。

基本施策

- 公害の未然防止対策の推進
 - 公害防止体制の整備
 - 調査・監視体制の整備
 - 化学物質の適正な管理
- 大気環境の保全
 - 自動車排出ガス対策の推進
 - 事業場の排出ガス対策の推進
 - 悪臭防止対策の推進
 - オゾン層保護・酸性雨対策の推進
- 水環境の保全
 - 生活排水対策の推進
 - 事業場の排水対策の推進
 - 地下水の保全対策の推進
 - 健全な水循環の保全
- 騒音・振動の防止対策の推進
 - 自動車の騒音・振動対策の推進
 - 事業場の騒音・振動対策の推進
- 土地利用の適正化
 - 計画的な土地利用の推進
 - 快適な生活環境の維持・創出

基本施策

- 生物多様性の確保
 - 野生生物の生育・生息環境の把握
 - 野生生物の保護対策の推進
 - 外来生物の防除対策の推進
- 自然環境の保全
 - 天然林の保全対策の推進
 - 自然海岸の保全対策の推進
 - 自然に配慮した開発の推進

基本施策

- 自然環境の活用
 - 森林の保全・活用
 - 農地の保全・活用
 - 水辺の保全・活用
- 自然とのふれあいの推進
 - ふれあいの場の整備
 - ふれあい活動の充実
- まちの景観や文化財の保全
 - まちの景観の保全・形成
 - 文化財の保存・活用
- 身近な緑の保全・創出
 - 緑地・公園の整備
 - 緑化の推進

基本施策

- 二酸化炭素排出量削減対策の推進
 - 省エネルギー設備・製品の普及促進
 - 新エネルギーの利活用の推進
 - 地域特性を生かした取組の推進
- 低炭素型ライフスタイルの構築
 - 低炭素型ライフスタイルの推進
 - 低炭素型ライフスタイルのための基盤整備

基本施策

- 循環型社会の構築
 - 一般廃棄物対策の推進
 - 産業廃棄物対策の推進
 - 「もったいない運動」の推進
- 環境と経済が好循環するまちづくりの推進
 - 環境関連産業の創出
 - 地産地消の推進

基本施策

- 環境教育・環境学習の推進
 - 環境教育・環境学習の基盤整備
 - 環境教育・環境学習の拡充
- 環境配慮行動の推進
 - 環境に配慮した行動の支援
 - 環境保全団体の支援
 - 環境に配慮した事業活動の推進
- 環境美化活動の推進
 - 環境美化意識の浸透
 - 環境美化活動の支援



緊急性 重要性 効果大

